

平成 29 年度 就労体験を通じた農業就労の促進事業

体験者募集!



募集締切日
7/31 (月)

参加者の声



- 体験することで、農家の特徴などがわかるので、挑戦することも大事だと思ふ。



- 実際の現場に触れ体験することで、将来の見方が変わった!



- 農業の実態や作業内容などがよくわかり、農業への就業意識が高まった!



(公財) 三重県農林水産支援センターが三重県より受託し運営しています。

事業目的

学生の皆さんに、農業を職業としての選択肢の一つとして加えていただくため、県内の農業経営体のご協力を得て、農業分野での就労体験を行う機会を学生の皆さんに提供する取り組みが平成27年度から始まりました。この取り組みは、県内の農業経営体に、一定期間にわたり学生の皆さんを雇用してもらう就労体験を通じて、農業の潜在的な可能性や職務内容を学生の皆さんに認知してもらうことで、農業就労への意識の醸成や就労の促進につなげるためのものです。

支援内容

- ① 学生の皆さんから、就労体験を希望する地域・曜日などを具体的にお聞きし、農業経営体とのマッチングを行い、就労体験先を決定します。
 - ② ①の後、学生の皆さんと農業経営体との間で雇用契約を結び、**平成29年7月から10月(原則)の期間内**に、10日間以上の就労体験を行います。就労体験期間中は、農業経営体から給料(三重県における最低賃金)及び通勤手当が支給されます。
 - ③ 就労体験期間中はレポートを作成するとともに、平成30年2月に開催予定の「就労体験報告会」において、体験の様子・感想等について発表いただく場合があります。
- ※ 就労体験期間中は、支援センターのスタッフが現地を巡回し、必要なフォローアップを行うので安心です。

【応募要件】

就労体験を行う学生皆さんの要件については、次のとおりとします。

- ① 就労体験を行う時点において、県内の大学、短期大学又は高等学校に在籍している方であること。また、県外の大学等に在籍している方であっても、本県への農業就労を考えている方も可とする。
- ② 農畜産物の生産(当該農畜産物の加工・販売を含む)等に係る作業等を、有給により全10日間以上(1日8時間を基本とする)の期間にわたり行うことができる方であること。(土日祝日に限定した体験の実施も可)
- ③ 農業分野での就労体験を行うことに意欲のある方であって、受入先となる農業経営体(法人の場合は代表者及び役員、団体の場合は構成員)の親族(3親等以内)でないこと。
- ④ 就労体験前後に支援センター等が行うアンケート調査などに対して、協力することができる方であること。
- ⑤ 就労体験終了後に、支援センターが開催する就労体験報告会に参加することができる者であること。

【応募方法】

別添「就労体験エントリーシート」(別紙様式第2号)に必要事項をご記入のうえ、**平成29年7月31日(月)まで**に、(公財)三重県農林水産支援センターあてお申し込みください。

【就労体験対象者の決定】

学生及び農業経営体双方のニーズを踏まえたマッチングを行い、その結果に基づき、予算の範囲内で就労体験対象者及び就労体験先を決定させていただきます。**このため、本事業への応募をもって、就労体験の実施が確約されたものではありません**ので、予めご了承ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】



(公財) 三重県農林水産支援センター

TEL 0598-48-1226

E-mail info@aff-shien-mie.or.jp

〒515-2316 松阪市嬉野川北町 530 番地
担い手育成支援課 山路・上村

FAX 0598-42-8221

<http://www.aff-shien-mie.or.jp/>